

# 令和3年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：奈良県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

奈良公園観光地域活性化総合特区

## 2 総合特区計画の状況

### ① 総合特区計画の概要

奈良公園の資源を更に維持・利活用することにより、充分に奈良公園の魅力を発信させ、世界中の方に奈良公園を訪れたいと思って頂けるよう工夫するとともに、地域通訳案内士制度等の規制の特例措置や金融上の支援等を活用しながら、外国人観光客や宿泊者の受入環境を充実させ、滞在型観光の推進に係る取組を行う。

### ② 総合特区計画の目指す目標

○奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光の振興

○受入環境の充実による滞在型観光の推進

奈良公園は、明治13年の開設以降、明治22年の公園拡張・整備等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、県民並びに国内外から多くの来訪者を迎えてきた。

また、奈良公園は優れた名勝地として、大正11年に史跡名勝天然記念物保存法（現：文化財保護法）により国の名勝地に指定されて以降、文化財として保存されてきた。更に平成10年には東大寺や興福寺、春日大社、元興寺、春日山原始林などが「古都奈良の文化財」として世界遺産登録された。

大阪市や京都市から半径20km圏内、神戸市から半径60km圏内と、京阪神からのアクセスに恵まれているとともに、JR奈良駅、近鉄奈良駅から徒歩圏内にありながら、市街地に隣接し、貴重な歴史・文化遺産と雄大で豊かな緑の自然美が調和するなど他に類のない公園である。

豊富な歴史・文化資源や自然資源を更に維持・利活用することにより、充分に奈良公園の魅力を発信し、世界中の方が奈良公園を訪れたいと思って頂けるよう工夫するとともに、観光客の受け入れ環境の充実を図ることにより、実際に奈良公園の魅力を体感し、満足してもらえる環境を整え、日本にとどまらず世界中からの観光客で賑わう「世界に誇れる公園」になることを目指すものである。

### ③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成25年9月13日指定

平成26年6月27日認定（令和4年3月25日最終認定）

### ④ 前年度の評価結果

観光分野 3.3点

・インバウンド客に代わる当面のターゲットとして、奈良市の価値が分かる方へ重点

を置くなど再設定が求められるほか、アフターコロナを見据え、地域通訳案内士の具体的な活用方法について官民連携で検討していくことが望ましい。

・今後都市間競争が激化する中、奈良公園のこれまでの歴史文化や自然を基盤しながらも、DX推進を見据えたデジタル技術を駆使した見せ方や楽しみ方、SDGsを意識した公園としてのブランドを打ち出すなど、次なるステップの機会と捉えるべき。

・来訪者数に左右されない取り組みを高く評価する。改修など受け入れ整備に注力している点は今後、大きな成果に結びつくだろう。

・資源の活用という面については、Wi-Fi整備やデジタルサイネージ、あるいはイベント開催など、抜本的に魅力を高め活用を促進するようなものとなっているとは言いつかく、資源維持を進めつつ、いかに新たな活用の方策を提示していくかは、もう一段階工夫が求められる。

#### ⑤ 前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

・平成28年度から奈良公園内にある「高畠町裁判所跡地」及び「吉城園周辺地区」の整備を官民連携して行ってきた。高畠町裁判所跡地では、県が歴史的・文化的価値の高い庭園の復元を行い、民間事業者が宿泊施設と交流・飲食施設を新築した。この整備が完了し、令和2年5月24日に庭園の一般公開を開始し、6月5日に宿泊施設及び交流・飲食施設がオープンした。現在は、多くの観光客が足を運び、奈良公園内の人気の観光地の一つになっている。吉城園周辺地区では、令和5年度の「まちびらき」を目指し、官民連携して宿泊施設及び交流・飲食施設の整備を行っている。

・奈良公園周辺の宿泊施設と連携し、観光庁事業「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」を活用し、アフターコロナを見据えた施設の高付加価値化改修を行った。(宿泊施設：5施設)

・本特区内にある重要文化財、旧奈良監獄の維持・利活用を目的として、法務省、奈良県及び奈良市は平成29年に包括協定を締結し、旧奈良監獄及びその周辺地区的整備を進めてきた。ホテルの開業は令和3年を目指していたが、設計スケジュールの見直し等により令和6年開業予定に延期された。宿泊・滞在型観光を推進するため、利子補給金制度等の活用が見込まれている。

・県において育成した地域通訳案内士の活躍を支援するため、今後、奈良県外国人観光客交流館において地域通訳案内士に係るガイド依頼を受け付け、地域通訳案内士へ情報提供すると共に、対応可能な地域通訳案内士の情報を依頼元へ提供することで、ガイド機会の創出を図っていく予定。

#### ⑥ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に引き続き観光客数は著しく少なかった。しかしながら、本県では、感染拡大予防ガイドラインを踏まえて「うつらない、うつさない」感染防止対策を徹底し、ウィズコロナ、アフターコロナを意識してイベントを実施した。また、奈良公園にお越しいただけない方にもその良さを感じてもらうため、オンラインサービスやSNSを積極的に活用するなど創意工夫をこらし、奈良公園の魅力を発信し続けることに努めた。

### 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

## ① 評価指標

評価指標（1）：奈良市の観光入込客数の増加 [進捗度 35%]

数値目標（1）： 1,314 万人（H23 年） → 2,068 万人（R 3 年）

『代替指標による評価』

代替指標（1）：奈良市の主要観光施設・行祭事等観光入込客数

814 万人（H23 年） → 1,282 万人（R 3 年）

[令和 3 年目標値 1,282 万人、令和 3 年実績値 446 万人、進捗度 35%]

評価指標（2）：奈良市の宿泊者数の増加 [進捗度 34%]

数値目標（2）： 136 万人（H23 年） → 221 万人（R 3 年）

『代替指標による評価』

代替指標（2）：奈良市の宿泊者数【観光庁統計・宿泊旅行統計調査】

115 万人（H23 年） → 188 万人（R 3 年）

[令和 3 年目標値 188 万人、令和 3 年実績値 64 万人、進捗度 34%]

評価指標（3）：奈良市の観光消費額の増加 [進捗度 27%]

数値目標（3）： 1,172 億円（H23 年） → 1,862 億円（R 3 年）

『代替指標による評価』

代替指標（3）：奈良市の観光消費額【代替指標（1）・（2）に基づいた額】

785 億円（H23 年） → 1,248 億円（R 3 年）

[令和 3 年目標値 1248 億円、令和 3 年実績値 342 億円、進捗度 27%]

サブ指標 1：地域通訳案内士（地域活性化総合特別区通訳案内士及び地域限定特例  
通訳案内士を含む）が案内した外国人観光客 234 名

263 名（R 2 年） → 234 名（R 3 年）

サブ指標 2：地域通訳案内士（地域活性化総合特別区通訳案内士及び地域限定特例  
通訳案内士を含む）の登録者数 101 名

100 名（R 2 年） → 101 名（R 3 年）

## ② 寄与度の考え方：該当なし

### ③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

- ・総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）は、本県、奈良市、社寺、観光施設、民間事業者及びボランティア等が一体となって本特区事業独自の取組を推進することにより達成しようとするものである。
- ・特別天然記念物「春日山原始林」や天然記念物「奈良のシカ」、奈良公園周辺の眺望・景観等の自然資源、史跡や伝統的行催事等の歴史・文化資源、数多くの公園施設等の公園資源の維持・利活用による観光振興を推進し、「観光入込客数の増加」を図る。
- ・宿泊施設の改修支援や奈良公園の魅力発信を行い、奈良に精通した地域通訳案内士の導入等、外国人宿泊者の受入環境の充実による滞在型観光を推進し、「宿泊者

数の増加」を図る。

- ・奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興及び受入環境の充実による滞在型観光の推進を一体的に取り組み、更に燈花会等のイベントにおける飲食・物品販売の強化等により「観光消費額の増加」を推進し、「地域の活性化」を目指す。

#### ④ 目標達成に向けた実施スケジュール

当該年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各数値目標を下回る結果となつたが、本特区の目標達成に向け、今後も引き続き規制の特例や金融支援措置を活用し、地域独自の取り組みを一体的に進める。

#### ■規制の特例：

##### ・地域限定特例通訳案内士育成等事業

本特区内では、平成 27・28 年に春日大社の式年造替、平成 30 年に興福寺中金堂の落慶法要、令和 2 年に東大寺修二会の業法の生中継が史上初めて行われた。さらに令和 3 年度には興福寺において大規模改修が近づく五重塔の初層特別公開が実施された。今後も様々な行事を行う予定となっており、外国人観光客にそれらの魅力や価値を正しく伝えるにはより専門的な知識が必要となる。

このため、本県は平成 26 年度から地域限定特例通訳案内士育成等事業を実施し、本特区で活躍する特区通訳案内士を育成してきた。さらに、平成 30 年 1 月の通訳案内士法改正に併せて育成計画を見直し、特区通訳案内士を地域通訳案内士とし、活動区域を奈良公園周辺から県全域に拡大した。今後は、本特区だけでなく、地域独自の歴史や文化、自然環境が多数存在する県中南部地域も含め、県全域の歴史・文化に精通し、奥深い魅力を伝えることができる地域通訳案内士の育成を図る。

#### ■金融支援：

##### ・地域活性化総合特区支援利子補給金制度の適用による宿泊施設の新設、改修、増改築、設備整備等への支援

利子補給金制度は、平成 26 年 6 月 27 日に計画認定を受け、総合特区支援利子補給金支給金融機関についても、平成 26 年 11 月 28 日に指定され、制度を活用できる環境が整った。

令和 3 年度に行った金融支援措置は 0 件であったが、現在も金融支援措置について数件の問合せがあり、アフターコロナの回復期に向けて活発化する予兆があるため、引き続き制度の活用に向けて積極的な周知活動等を図り、宿泊者の受入環境の充実を図る。

#### ■主な地域独自の取組：

- ・奈良公園の植栽の適切な管理
- ・特別天然記念物「春日山原始林」の保全

- ・天然記念物「奈良のシカ」の保護・育成に向けた取組の実施
- ・Wi-Fi 環境の整備
- ・デジタルサイネージの整備
- ・案内サインの整備
- ・電線地中化の整備
- ・来訪者に配慮したトイレの整備
- ・鹿苑の整備
- ・なら燈花会等誘客イベントの実施
- ・奈良公園バスタークニナルでのイベントの実施
- ・多言語コールセンターによる外国語通訳サービス・翻訳サービスの実施
- ・MICE の誘致

#### 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

##### ① 特定地域活性化事業

該当なし

##### ② 一般地域活性化事業

###### ②－1 地域通訳案内士育成等事業（通訳案内士法）

###### ア 事業の概要

本特区内では、平成27・28年に春日大社の式年造替、平成30年に興福寺中金堂の落慶法要、令和2年に東大寺修二会の業法の生中継が史上初めて行われた。さらに令和3年度には興福寺において大規模改修が近づく五重塔の初層特別公開が実施された。今後も様々な行事が行われる予定となっており、外国人観光客にそれらの魅力や価値を正しく伝えるにはより専門的な知識が必要となる。

このため、奈良県が実施する奈良公園観光地域活性化総合特区の特性に応じた言語の通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図った。

###### イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

本県は平成26年度から地域限定特例通訳案内士育成等事業を実施し、本特区で活躍する特区通訳案内士を育成してきた。さらに、平成30年1月の通訳案内士法改正に併せて育成計画を見直し、特区通訳案内士を地域通訳案内士とし、活動区域を奈良公園周辺から県全域に拡大した。

令和元年度まで育成等事業を実施した結果、地域通訳案内士の登録者数は計101名（令和3年度末現在）となり、令和3年度は「英語」1名を追加した。令和3年度末現在、「中国語」（28名）、「韓国語」（12名）、「英語」（52名）、「フランス語」（9名）の4カ国語の通訳案内が可能となっている。

令和3年度は新規育成研修を実施せず、過去に登録済みの通訳案内士を対象に「英語」・「フランス語」・「中国語」・「韓国語」のスキルアップ研修を実施し、通訳案内士の質の向上を図った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により渡航制限等が実施される状況下であったが、234人の外国人観光客に対し通訳案内を行った。（サブ指標1）また、こ

これまでの育成等事業により地域通訳案内士の登録者数（サブ指標2）が101名（前年度より1名増）になった。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度を除き、奈良市の主要観光施設・行祭事等観光入込客数（代替指標（1））は増加傾向にあるとともに、本特区へ訪れる外国人観光客数も例年増加傾向にあることから、地域通訳案内士の更なる活躍が期待できる。また、県地域通訳案内士育成等計画に基づき、平成29年度まで本特区限定で活躍していた特区通訳案内士の活動範囲が地域通訳案内士として全県に拡大されたこともあり、今後、本特区を含め県全域における外国人観光客の滞在観光促進に向けて、引き続き当該事業の取組を進めていきたい。

## ②－2 訪日外国人受入環境整備事業（文化財保護法）

### ア 事業の概要

本特区内では、近年の外国人観光客の増加に伴い、奈良公園のトイレの環境悪化が目立っている。主な原因は、和式トイレの使い方を外国人が知らないことが多いことや、施設の老朽化などが考えられる。

本事業では、奈良公園内の公衆トイレの改修を順次行い、和式トイレの洋式化を進めている。それによって、国際的な観光地にふさわしい清潔なトイレ環境をつくり、奈良公園を訪れる外国人へ最大限のおもてなしを行う。

本特区では、平成25年度秋の国と地方の協議において、文化財保存法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化を行うため、同法施行令第5条第4項第1号イ～リに規定された軽微な行為の対象範囲の拡大を要望した。その後、要望実現に向けて協議が整い、平成27年度に同法施行令が改正された。

本県では平成30年度の興福寺中金堂の落慶法要にあわせて、興福寺境内にある県有トイレの改修工事を行う予定をしていた。このため、平成29年度に設計に係る基礎情報の把握を目的とした地質調査の実施に当たっては、同法第125条に基づく現状変更許可申請が必要であるが、上記の規制緩和に伴い軽微な行為と判断されたため、現状変更許可までに要する事務処理日数が大幅に短縮された。

この結果、平成29年度に設計業務を完了し、平成30年度にトイレの改修工事を完了することができた。

### イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成30年に引き続き、令和元年度に3箇所、令和2年度に5箇所、令和3年度に3箇所のトイレの改修工事を実施し、目標としていた洋式化率90%を達成することが出来た。

## ③ 規制の特例措置の提案

令和3年度現在、その他の特例措置については、現行法令で対応出来ているため、新たな提案は行っていない。

# 5 国の財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

## ① 財政支援：評価対象年度における事業件数0件

＜調整費を活用した事業＞

- ・奈良公園観光地域活性化特区総合整備事業（文化財建造物等を活用した地域活性化事業）

#### ア 事業の概要

本特区内にある旧奈良監獄は、平成 29 年 2 月に重要文化財指定を受けた歴史的価値のある建造物である。法務省は、老朽化した当該施設の維持・利活用を目的として、コンセッション制度による施設の耐震改修及び公開活用を行うこととした。

同省は、平成 29 年度に推進調整費を活用し旧奈良監獄の公開活用に資するため、文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等を進めた。

#### イ 評価対象年度における財政支援の活用状況と目標達成への寄与

令和元年度は平成 29 年度に推進調整費を活用し開設した HPにおいて、監獄資料館プレオープンの一環として開催した「奈良赤レンガ FESTIVAL 2019」等の情報発信を行うなど、旧奈良監獄の公開活用の取組を推進した。

本事業の取組を進めることは、本特区の地域通訳案内士による外国人観光客への観光案内の場が広がり、奈良市内の観光客数や宿泊者数及び観光消費額の増加が見込まれるだけでなく、観光客への受入環境の充実に寄与するものと考えている。

#### ウ 将来の自立に向けた考え方

同省は、令和元年度末にホテル運営に関する協力企業を追加し、ホテルを含む全施設開業時期を令和 4 年度から令和 6 年度に延期した。現在、令和 6 年度中のホテル開館を目指して、所管省庁による主体的な事業進捗が行われるものと考えている。

＜既存の補助制度等による対応が可能となった事業＞

該当なし

### ② 税制支援：該当なし

地域活性化総合特区を対象とする税制支援（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）が平成 29 年度末で廃止されたことから、該当なし。

### ③ 金融支援（利子補給金）：（評価対象年度における新規契約件数 0 件）

#### ア 事業の概要

本事業は、本特区内の事業者のうち、奈良公園を訪れたいと感じる観光旅客の受け入れ環境を充実し、観光客の滞在を促進しようとする宿泊施設の整備を行う方を対象に、円滑な事業実施を図ることを目的に、指定金融機関が必要な資金を貸し付ける場合（具体的には旅館・ホテル・簡易宿所に係る新設、改修、増改築、設備の整備等の設備投資にかかる資金の貸し付け）に、国が、予算の範囲内で利子の一部（最大 0.7%， 5 年間）を支給する。

本事業は、本特区の政策課題である「受け入れ環境の充実による滞在型観光の推進」と整合しており、平成 26 年 6 月 27 日に計画認定を受け、同年 11 月 28 日に株式会社南都銀行が総合特区支援利子補給金支給金融機関として指定された。宿泊者の受入環境の充実に向け、本制度の積極的な周知等に取組んでいるところである。

本特区の利子補給制度については、平成 27 年度に 1 件、平成 30 年度に 2 件、令和元年度に 1 件と累計で 4 件の金融支援措置を行った。

#### イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

いずれの施設も継続して操業されており、金融支援による一定の効果が出ているものと判断できる。

本特区の利子補給金制度については、現在も数件の問合せがあるため、引き続き開業等に向けて事業者を支援するとともに、本制度の積極的な活用を図っていきたい。  
ウ 将来の自立に向けた考え方

本県では本制度に加えて、中小企業等が対象となる県独自の融資制度の利用も進んでおり、今後も県全体における金融支援制度の更なる促進を見込んでいる。

## 6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

### ① 財政・税制・金融上の支援措置

#### ・創業支援資金

宿泊施設を創業する事業者が無利子、無担保で融資を受けられる制度で、「奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金」の「利子」「保証料」を撤廃した融資制度となっている。令和3年度の融資件数は0件であったが、宿泊施設の創業支援に向けて継続して取組を実施する。

#### ・宿泊施設の新設、増設にかかる優遇税制

規模や定員等の一定要件を満たした宿泊施設の新設もしくは増設した事業者に対し、不動産取得税や事業税を軽減する制度で、令和3年度の適用実績は0件であったが、今後は近年中に対象規模の立地が複数件予定されていることから、本制度の更なる適用を見込んでいる。

#### ・奈良の飲食店・宿泊施設育成支援資金利子補給金

本制度は、開業や施設改修を行う事業者が低利で融資を受けられる制度である。特に宿泊施設については、支払利子を更にキャッシュバックすることで、実質無利子で融資を受けられる。令和3年度は、コロナ禍からの回復を見越して宿泊施設1件が本制度を活用して施設改修を行い、宿泊施設の魅力向上を図った。

### ② 規制緩和・強化等

#### ・宿泊施設事業者へのアドバイス

本県では、宿泊施設の創業、開業に伴う事業計画の策定や経営課題の解決支援として、経験豊かな専門家のアドバイスを受けることができる「よろず支援拠点」を公益財団法人奈良県地域産業振興センターに設けたり、「専門家派遣制度」を制定したりして、事業者が抱える専門的な課題にも対応できるように取組んでいる。令和3年度は、287件（74社）の相談対応を行った（よろず支援拠点）。なお、専門家の派遣はなかった（専門家派遣制度）。今後も、事業者が抱える課題の解決が図られるよう、引き続き積極的に支援していきたい。

### ③ 奈良公園の資源の「維持」に関する取組

#### ・奈良公園の植栽の適切な管理

令和3年度は、奈良公園植栽計画検討委員会を2回開催した。具体的な取組として

は、平成 25～27 年度に策定した奈良公園全体の植栽方針を踏まえ、茶山園地の植栽計画・実施計画をとりまとめた。また、浮雲園地の植栽整備を実施した。

#### ・特別天然記念物「春日山原始林」の保全

令和 3 年度は、春日山原始林保全計画検討委員会を 1 回、後継樹育成のワーキンググループを 1 回開催した。具体的な取組としては、過年度に策定した春日山原始林保全計画に基づき、ナラ枯れ対策の効果検証を行うとともに、外来種ナンキンハゼの伐採を行った。また、実証実験として実施しているモニタリング調査を継続し、原始林内の植生の保全状況を確認した。

#### ・天然記念物「奈良のシカ」の保護・育成に向けた取組の実施

令和 3 年度は、奈良のシカ保護管理計画検討委員会を 1 回、保護管理計画検討に係るワーキンググループを 4 回開催した。具体的な取組としては、「天然記念物「奈良のシカ」保護計画（暫定計画）」及び、「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」に基づき人身事故軽減のための検討や農林業被害に係る被害軽減に関するモニタリング調査を行った。

### ④ 奈良公園の資源の「利活用」に関する取組

#### ・Wi-Fi 環境の整備

JR 奈良駅及び近鉄奈良駅から奈良公園に至る主要動線上や主要施設において、平成 27 年 4 月 1 日より「奈良 Free Wi-Fi」のサービスの提供を開始した。平成 28 年 10 月に吉城園周辺地区、平成 30 年 1 月に今御門町商店街地区、平成 30 年 10 月に JR 奈良駅西口においてサービスの提供を開始し、Wi-Fi 環境の更なる拡充を図った。サービス提供エリアの拡大に加え、駅や観光案内所でのチラシ配布、ステッカー掲示等での周知活動により、利用者数及びアクセス総数は堅調に推移している。

#### ・デジタルサイネージの整備

平成 25 年 10 月より近鉄奈良駅や奈良県庁本庁舎等にデジタルサイネージを設置し、観光客や県民に対する有益な情報の提供を行っている。令和 3 年度には新システムの構築を行うほか、観光の拠点となる奈良公園バスターミナルに新たなデジタルサイネージを設置した。今後もデジタルサイネージを活用した情報発信を継続して行い、奈良公園の更なる魅力向上に努めていく。

#### ・案内サインの整備

JR 奈良駅及び近鉄奈良駅から奈良公園に至る主要動線上の一部において、案内サインを平成 31 年 3 月に 2 箇所追加整備した。令和 3 年度には奈良公園内 2 箇所で追加整備を行った。今後も主要動線を中心に案内サインを充実させ、観光客の周遊性の向上に努めていく。

#### ・電線地中化の整備

県庁東～大仏殿前交差点において、全線の管路整備及び北側歩道の整備を行い、平成 28 年 4 月 21 日に完了した。

#### ・来訪者に配慮したトイレの整備

訪日外国人観光客が多い奈良公園では、洋式率を 90% 以上にすることを目標に、公衆トイレの整備を行ってきた。令和元年度は奈良公園内の公衆トイレのうち、利用者が多い猿沢池、荒池園地及び高畑駐車場の 3 箇所のトイレについて改修工事を

実施、令和2年度は登大路園地、春日大社参道、水谷橋、春日野園地、東塔跡の5箇所のトイレについて改修工事を実施、令和3年度はさらに若草山麓北側、若草山麓南側、一之鳥居の3箇所のトイレについて改修工事を行った。令和3年度の工事をもって当初予定していた奈良公園の平地部におけるトイレの洋式化計画は全て完了し、最終的に目標としていた洋式化率90%を達成することが出来た。

#### ・鹿苑の整備

鹿苑は奈良公園を特徴づける天然記念物「奈良のシカ」の保護・育成や、普及啓発に向けた活動の拠点とすることを目的として、昭和4年に造られた施設である。しかし、竣工から90年以上経過しており、近年老朽化が問題となっていた。そこで、平成27年度から鹿苑の改修工事に着手し、現在も改修工事が進められている。施工計画に基づいて、令和3年度末までに外周柵整備工事、進入路整備及び南側造成工事が完了した。令和4年度はシェルター南棟建築工事、中央造成工事、シェルター中央棟・東棟B建築工事及び浄化槽設備工事を行う予定である。

#### ・なら燈花会等誘客イベントの実施

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年行っている各イベントについて開催形式を一部変更して実施した。

毎年8月上旬に開催している「なら燈花会」は、春日大社・興福寺・東大寺の三社寺にご協力をいただき、オープニングセレモニー「火入れ式」を実施した。さらに、ドローン等を活用して広報用動画を作成し、YouTubeにて公開した。

また、毎年2月上旬に開催している「しあわせ回廊なら瑠璃絵」では、飲食ブース「瑠璃絵マーケット」や奈良公園バースデー花火は中止したものの、昨年度中止した甍庭園イルミネーションを、人数を制限して実施したほか、新たな試みとして各会場を巡るデジタルスタンプラリーを実施した。結果として、来場者数は昨年度の13,500人を大きく上回る37,400人であった。

#### ・奈良公園バスタークチャーホールでのイベントの実施

本特区内では、多くの伝統行事が毎年行われている。例えば、「鹿の角切り」や東大寺二月堂での「修二会」などがある。例年であれば、これらの行事は観光客にも一般公開しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催形式を変更して実施した。

令和3年度において、毎年10月に行われている鹿苑での鹿の角切りは中止となつたが、その代わりとして奈良公園バスタークチャーホールで奈良のシカ、奈良公園の魅力を伝えるイベントを開催した。奈良のシカに関する基調講演や角切りの解説などを通じて鹿の角切りの歴史、意義、技術をレクチャーした。

東大寺二月堂での修二会は、752年から一度も欠かさず行われている。令和3年度は奈良公園バスタークチャーホールの大型スクリーンで映像を見ながら、ゲストによる解説も交えて、行事の歴史的背景や魅力を伝えられるよう工夫を凝らした。

このように、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、オンラインツールや奈良公園バスタークチャーホール等を活用して、奈良公園の魅力向上に努めた。

#### ・多言語コールセンターによる外国語通訳サービス・翻訳サービスの実施

外国人観光客の安心・安全及び満足度の向上を図ることを目的に、外国人観光客とのコミュニケーションをスムーズに行えるよう、電話やメール等による通訳・翻訳サービスを24時間体制で実施している。

#### ・MICE の誘致

本県では、MICE の開催誘致・支援に積極的に取り組んでいる。特に、「MICE」の中でも、相対的に会場・宿泊収容力が少なくても開催のポテンシャルが高い「M・E」の誘致に向けた取組みとして、平成31年4月にオープンした奈良公園バスター・ミナルにて講演会、セミナー等のイベントを令和3年度において約140件行った。

## 7 総合評価

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、令和2年度同様「奈良公園基本戦略」に基づく奈良公園の資源の維持・利活用に係る取組を着実に実施した。

特に、トイレの洋式化計画は令和3年度実施した若草山麓北側、若草山麓南側、一之鳥居の3箇所の工事をもって全て完了し、最終的に目標としていた平野部における洋式化率90%を達成することが出来た。

また、20年ぶりに鷺池の池干しを行うなど、奈良公園内の水環境改善にも取り組んでいる。今後も引き続き奈良公園周辺の環境整備を計画的に推進する。

本年度は、観光入込客数、宿泊者数及び観光消費額のいずれも、設定していた数値目標を大きく下回る結果となったが、アフターコロナを見据えて本特区内における宿泊施設の高付加価値化改修を行うなど、滞在型観光推進や外国人観光客の誘客に積極的に取り組んでいるところである。特に、イベントの開催については、感染対策と社会・経済活動の両立を図るために、大規模イベントへの事前登録制を導入するほか、デジタルスタンプラリーなど、接触や密集を避けるコンテンツの醸成・実施など、ウィズコロナを踏まえて新たな試みを行った。

今後も更なる奈良公園の“資源の「維持」・「利活用」”による観光振興に係る取組や、受入環境の充実による滞在型観光促進に係る取組を引き続き推進していきたい。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

|   |  | 当初(平成23年)   | 平成29年   | 平成30年   | 令和元年    | 令和2年    | 令和3年  |  |
|---|--|---|---------|---------|---------|---------|-------|--|
| 代替指標(1)<br>奈良市観光入込客数                              | 目標値  | 1,095万人   | 1,142万人 | 1,188万人 | 1,235万人 | 1,282万人 |       |  |
|   | 実績値  | 814万人   | 1,133万人 | 1,117万人 | 1,129万人 | 816万人   | 446万人 |  |
| 寄与度(※):100(%)                                     | 進捗度(%)   | 103%  | 98%     | 95%     | 66%     | 35%     |       |  |
| 代替指標又は定性的評価の考え方<br>※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合 |  | <p>正規の評価指標である「奈良市の観光入込客数」は、奈良市が実施する奈良市観光入込客数調査に基づくものであり、当該調査の公表が翌年の10月頃であることから、評価時点では実績値を把握できない。そのため代替指標として「奈良市の主要観光施設・行祭事等観光入込客数」による評価を行うこととする。</p> <p>認定計画書に記載した数値目標は本特区の目標である「観光の振興」の達成状況を測るための指標として、「奈良市の観光入込客数」の当年実績を把握するものである。代替指標の「奈良市の主要観光施設・行祭事等観光入込客数」は「奈良市の観光入込客数」に代えて「観光の振興」の達成状況を測ることが可能であり、本数値目標の代替指標として適切である。</p>  |         |         |         |         |       |  |
| 評価指標(1)<br>奈良市観光入込客数                              | 目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■目標達成の考え方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園の自然、歴史・文化、公園資源の「維持」「利活用」を行い、観光振興を目指す。</li> </ul> </li> <li>■目標達成に向けた主な取組:           <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園の植栽の適切な管理、春日山原始林の保全</li> <li>・平成27、28年に実施した春日大社の式年造替、平成30年の興福寺中金堂落慶を契機とした社寺等との連携による誘客キャンペーンの展開</li> <li>・官民が連携した継続的な誘客イベントの開催、誘客キャンペーンの実施</li> </ul> </li> </ul> |         |         |         |         |       |  |
|   | 各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等<br>※定性的評価の場合は、各年度の目標   | <p>代替指標については、過去の本指標に対する代替指標の比率(実績値)の平均値を算出し、この平均値を基に毎年の代替指標の目標値を算出したもの。</p>   |         |         |         |         |       |  |
| 進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■令和3年度の主な取組状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園の植栽の適切な管理、春日山原始林の保全、奈良のシカ保護育成等公園資源の維持管理を着実に実施した。</li> <li>・当該年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光客の誘致を積極的に行うことができず、進捗度は下落した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県をまたぐ移動の自粛要請や入国制限等の措置がとられたことによって、県外からの観光客及び外国人観光客が減少したためと考えられる。</li> </ul> </li> <li>■今後の方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・アフターコロナを見据えて、奈良公園の資源の維持・利活用による観光振興を今後も推進していく。</li> <li>・文化財保護法施行令の改正による現状変更許可の手続きを迅速に行い、更に円滑な取組を行っていく。</li> </ul> </li> </ul> |   |         |         |         |         |       |  |
|   | 外部要因等特記事項  | <p>進捗度が下落した要因は、主に新型コロナウイルス感染症拡大によるものである。</p>  |         |         |         |         |       |  |

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

| 評価指標(2)<br>奈良市の宿泊者数                               |               |   | 当初(平成23年) | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  |
|---|---------------|---|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|   | 代替指標(2)       | 目標値   |           | 159万人 | 166万人 | 174万人 | 181万人 | 188万人 |
|   |               | 実績値   | 115万人     | 142万人 | 147万人 | 101万人 | 53万人  | 64万人  |
|   | 寄与度(※):100(%) | 進捗度(%)  |           | 89%   | 89%   | 58%   | 29%   | 34%   |
| 代替指標又は定性的評価の考え方<br>※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合 |               | <p>正規の評価指標である「奈良市の宿泊者数」は、奈良市が実施する奈良市観光入込客調査に基づくものであり、当該調査の公表が翌年の10月頃であることから、評価時点では実績値を把握できない。そのため代替指標として観光庁が実施する宿泊旅行統計調査で把握した「奈良市の宿泊者数」による評価を行うこととする。</p> <p>認定計画書に記載した数値目標は本特区が目指している「滞在型観光の推進」の達成状況を測るための指標として、奈良市が公表する統計値である「奈良市の宿泊者数」の当年実績を把握するものである。代替指標として観光庁が公表する統計値である「奈良市の宿泊者数」は、正規の評価指標に代えて「滞在型観光の推進」の達成状況を測ることが可能であり、本数値目標の代替指標として適切である。</p>   |           |       |       |       |       |       |
| 目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業                       |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■目標達成の考え方:           <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設改修の支援・推進や奈良公園の魅力発信を行い、さらに外国人宿泊客の誘客キャンペーン等を行う事で、宿泊客の受入環境の充実による滞在型観光の推進を目指す。</li> </ul> </li> <li>■目標達成に向けた主な取組:           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化総合特区支援利子補給金制度の適用</li> <li>・奈良公園周辺への宿泊客誘客キャンペーンや大都市での観光PRイベントの実施</li> <li>・地域通訳案内士の充実及びWi-Fi環境の整備</li> </ul> </li> </ul>   |           |       |       |       |       |       |
| 各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等<br>※定性的評価の場合は、各年度の目標          |               | <p>代替指標については、過去の本指標に対する代替指標の比率(実績値)の平均値を算出し、この平均値を基に毎年の代替指標の目標値を算出したもの。</p>   |           |       |       |       |       |       |
| 進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)                      |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■令和3年度の主な取組状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金等の金融支援制度について積極的な周知を行っている。</li> <li>・令和3年度に地域通訳案内士が案内した外国人旅行客数は234人であった(サブ指標1)。また、地域通訳案内士の登録者数は令和3年度に1名が新たに追加され、合計101名となった(サブ指標2)。</li> <li>・当該年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光客の誘致を積極的に行うことができず、進捗度は停滞した。</li> </ul> </li> <li>■今後の方向性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域独自の制度を活用した金融支援措置の利用実績を確認しており、また外国人観光客の受入環境の充実も確実に行っていれる。</li> <li>・引き続き、奈良公園の魅力発信や外国人宿泊客の誘客キャンペーンを継続し、利子補給金制度の利用促進を行い、宿泊客の受入環境の充実による滞在型観光の推進を図りたい。</li> </ul> </li> </ul> |           |       |       |       |       |       |
| 外部要因等特記事項   |               | <p>進捗度が停滞した要因は、主に新型コロナウイルス感染症拡大によるものである。</p>  |           |       |       |       |       |       |

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

| 評価指標(3)<br>奈良市の観光消費額                              |               |  | 当初(平成23年) | 平成29年    | 平成30年    | 令和元年     | 令和2年     | 令和3年     |  |
|---|---------------|--|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
|   | 数値目標(1)       | 目標値  |           | 1,063 億円 | 1,109 億円 | 1,155 億円 | 1,201 億円 | 1,248 億円 |  |
|   |               | 実績値  | 785 億円    | 981 億円   | 949 億円   | 802 億円   | 457 億円   | 342 億円   |  |
|   | 寄与度(※):100(%) | 進捗度(%)   |           | 92%      | 86%      | 69%      | 38%      | 27%      |  |
| 代替指標又は定性的評価の考え方<br>※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合 |               | <p>正規の評価指標である「奈良市の観光消費額」は、奈良市が実施する奈良市観光入込客数調査より把握したデータを用いて算出しており、当該調査の公表が翌年の10月頃であることから、評価時点では実績値を把握できない。そのため代替指標として把握した「奈良市の主要観光施設・行祭事等観光入込客数」及び観光庁が実施する宿泊旅行統計調査で把握した「奈良市の宿泊者数」を用いて算出した【代替】奈良市の観光消費額により評価を行うこととする。</p> <p>認定計画書に記載した数値目標は本特区の目標である「観光の振興」、「滞在型観光の推進」の達成状況を測るための指標として、奈良市が公表する統計値である「奈良市の観光消費額」の当年実績を把握するものである。代替指標の「奈良市の観光消費額」は、正規の評価指標に代えて「観光の振興」、「滞在型観光の推進」の達成状況を測ることが可能であり、本数値目標の代替指標として適切である。</p> |           |          |          |          |          |          |  |
| 目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業                       |               | <p>■目標達成の考え方:<br/>       -奈良公園の様々な資源を「維持」「利活用」することによる観光振興、また、奈良公園周辺の宿泊客や外国人観光客の受入環境の充実に向けた取組を一体的に進め、観光消費額の増加を目指す。</p> <p>■目標達成に向けた主な取組:<br/>       -奈良公園周辺への宿泊客誘客キャンペーンや観光PRイベントの実施<br/>       -なら燈花会・なら瑠璃絵・若草山焼きの実施、Wi-Fi環境の整備等</p>   |           |          |          |          |          |          |  |
| 各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等<br>※定性的評価の場合は、各年度の目標          |               | <p>代替指標については、過去の本指標に対する代替指標の比率(実績値)の平均値を算出し、この平均値を基に毎年の代替指標の目標値を算出したもの。</p>  |           |          |          |          |          |          |  |
| 進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)                      |               | <p>■令和3年度の主な取組状況<br/>       -なら燈花会、なら瑠璃絵、若草山焼きなどを実施したが、イベントの多くはオンラインでの配信や人数制限を実施するなど規模を縮小しての開催となった。<br/>       -当該年度は新型コロナウィルス感染症の影響により進捗度は下落した。</p> <p>■今後の方向性<br/>       -宿泊施設の誘致や既存の宿泊施設の高付加価値化など、外国人観光客の受入環境の整備は着実に進んでおり、今後も継続して事業を進めていく。<br/>       -コロナ禍においても、アフターコロナを見据え、オンラインツール等を活用して奈良の魅力を発信し続け、観光客の誘客に努めていく。</p>  |           |          |          |          |          |          |  |
| 外部要因等特記事項   |               | 進捗度が下落した要因は、主に新型コロナウィルス感染症拡大によるものである。  |           |          |          |          |          |          |  |

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

## ■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

## 規制の特例措置を活用した事業

| 特定(国際戦略／地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照) | 関連する数値目標 | 規制所管府省による評価  |
|------------------------------------|----------|--|
| 該当なし                               |          | <p>規制所管府省名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる<br/> <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない<br/>           ⇒□要件の見直しの必要性あり<br/> <input type="checkbox"/> その他</p> <p>&lt;特記事項&gt;</p> |

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

## 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

| 現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称 | 関連する数値目標 | 評価対象年度における活用の有無 | 備考<br>(活用状況等) |
|-------------------------------|----------|-----------------|---------------|
| 該当なし                          |          |                 |               |

## 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

| 全国展開された事業の名称 | 関連する数値目標 | 評価対象年度における活用の有無 | 備考<br>(活用状況等) |
|--------------|----------|-----------------|---------------|
| 該当なし         |          |                 |               |

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）  
財政・税制・金融上の支援措置

## 財政支援措置の状況

| 事業名    | 事業概要  | 関連する数値目標           | 実績               | 自治体名 |
|--------|---|--------------------|------------------|------|
| 創業支援資金 | 宿泊施設を創業する事業者が無利子、無担保で融資を受けられる制度で、「奈良の飲食店・宿泊施設成支援資金」の「利子（既支払い分についてはキャッシュバック）」「保証料」を撤廃した、更に利用しやすい融資制度である。 | 数値目標（2）<br>数値目標（3） | 令和3年度 適用件数<br>0件 | 奈良県  |
|        |   |                    |                  |      |

## 税制支援措置の状況

| 事業名                | 事業概要  | 関連する数値目標           | 実績               | 自治体名 |
|--------------------|---|--------------------|------------------|------|
| 宿泊施設の新設、増設にかかる優遇税制 | 規模や定員等の一定要件を満たした宿泊施設の新設もしくは増設した事業者に対し、不動産取得税や事業税を軽減する制度で、平成18年度より実施しており、これまで特区区域内に宿泊施設を新設した4件の事業者に適用している。 | 数値目標（2）<br>数値目標（3） | 令和3年度 適用件数<br>0件 | 奈良県  |
|                    |   |                    |                  |      |

## 金融支援措置の状況

| 事業名                   | 事業概要   | 関連する数値目標           | 実績               | 自治体名 |
|-----------------------|--|--------------------|------------------|------|
| 奈良の飲食店・宿泊施設成支援資金利子補給金 | 開業や施設改修を行う事業者が低利で融資を受け、特に宿泊施設については、支払利子を更にキャッシュバックすることで、実質無利子で融資を受けられる制度である。 | 数値目標（2）<br>数値目標（3） | 令和3年度 融資件数<br>1件 | 奈良県  |
|                       |  |                    |                  |      |

## 規制緩和・強化等

## 規制緩和

| 取組   | 事業概要 | 関連する数値目標 | 実績 | 自治体名 |
|------|------|----------|----|------|
| 該当なし |      |          |    |      |
|      |      |          |    |      |

## 規制強化

| 取組   | 事業概要 | 関連する数値目標 | 実績 | 自治体名 |
|------|------|----------|----|------|
| 該当なし |      |          |    |      |

## その他

| 取組             | 事業概要   | 関連する数値目標           | 実績   | 自治体名 |
|----------------|--|--------------------|--|------|
| 宿泊施設事業者へのアドバイス | 公益財団法人奈良県地域産業振興センターにより、宿泊施設の創業、開業に伴う事業計画の策定や経営課題の解決支援として、経験豊かな専門家のアドバイスを受けることができる「よろず支援拠点」や「専門家派遣制度」を設けており、事業者が抱える専門的な課題にも対応できるように取組んでいる | 数値目標（2）<br>数値目標（3） | 令和3年度<br>よろず支援拠点 287件(74社)<br>専門家派遣制度 1件(1社) | 奈良県  |

## 特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

| 事業名  | 事業概要 | 関連する数値目標 | 実績 | 自治体名 |
|------|------|----------|----|------|
| 該当なし |      |          |    |      |

## 体制強化、関連する民間の取組等

|        |      |
|--------|------|
| 体制強化   | 該当なし |
| 民間の取組等 | 該当なし |